

## 総務委員会・分科会 会議記録

1 期 日 令和7年9月17日（水）

午前9時23分 開会

午前10時38分 閉会

2 場 所 第1委員会室

3 出 席 委 員 委員長 村岡 峰男

副委員長 芹澤 正志

委 員、芦田 竹彦、石田 清、

岡本 昭治、中尾 浩二、

西田 真

4 欠 席 委 員

5 説 明 員 (別紙のとおり)

6 傍 聽 議 員 なし

7 傍 聽 者 1名

8 事 務 局 職 員 主幹兼議事調査係長 山本 雅彦

9 会議に付した事件 (別紙のとおり)

総務委員長・分科会長 村岡 峰男

# 総務委員会（分科会）次第

2025年9月17日（水）9:30～  
第1委員会室

1 開会

2 委員長あいさつ

3 協議事項

(1) 付託・分担案件の審査について〈2頁〉  
ア 委員会審査

イ 分科会審査

(2) 意見・要望のまとめについて  
ア 委員会意見・要望のまとめ

イ 分科会意見・要望のまとめ

(3) 閉会中の継続審査申出について〈5頁〉

4 その他

5 閉会

## 令和7年第5回豊岡市議会（定例会）議案付託表

### 【総務委員会】

- 第59号議案 物件購入契約の締結について  
第63号議案 豊岡市職員等の旅費に関する条例及び豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について  
第64号議案 豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定について  
第69号議案 豊岡市議会議員及び豊岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について  
第87号議案 令和6年度豊岡市管理会財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

### 予算決算委員会付託議案に係る分科会分担表

### 【総務分科会】

- 第70号議案 令和7年度豊岡市一般会計補正予算（第5号）  
第80号議案 令和6年度豊岡市一般会計歳入歳出決算の認定について

※ 第70号議案及び第80号議案中の人件費分は、総務分科会に一括分担する。

### 《参考》 報告案件議案所管分

### 【総務委員会】

- 報告第14号 令和6年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について  
報告第15号 放棄した債権の報告について（一般会計）

## 総務委員会（分科会）審査日程表

審査日程	所管（出席対象）部署	審査内容
9月16日（火） 9:30～ 第1委員会室	【議会事務局】 【市長公室】 秘書広報課、経営企画課、 DX・行財政改革推進課 【行政管理部】財政課、資産活用課 【危機管理部】危機管理課 【市民部】税務課 【消防本部】総務課、予防課、警防課 ※報告事項 DX・行財政改革推進課	【委員会】 《議案》 <説明、質疑、討論、表決> ○第87号議案  【分科会】 《令和6年度一般会計決算認定議案》 <説明、質疑、賛否の確認> ○第80号議案
9月16日（火） 13:00～ 第1委員会室	【総務部】総務課、人事課 【くらし創造部】地域づくり課、 多様性推進・ジェンダーギャップ対策課 【各振興局】地域振興課（総務担当） 【会計管理者】会計課 【選管監査委員事務局】	《委員会審査意見、要望のまとめ》 《分科会審査意見、要望のまとめ》
9月17日（水） 9:30～ 第1委員会室	【市長公室】 経営企画課、DX・行財政改革推進課 【行政管理部】財政課 【危機管理部】危機管理課 【総務部】総務課、人事課 【くらし創造部】地域づくり課 【会計管理者】会計課 【選管監査委員事務局】 【各振興局】出石地域振興課（総務担当） 但東地域振興課（総務担当）	【委員会】 《議案》 <個別に説明、質疑、討論、表決> ○第59号議案 ○第63号議案 ○第64号議案 ○第69号議案  【分科会】 《令和7年度一般会計補正予算議案》 <個別に説明、質疑、賛否の確認> ○第70号議案  《委員会審査意見、要望のまとめ》 《分科会審査意見、要望のまとめ》

※ 総務分科会での説明は、基本的に①財政課（全体概要含む）、②人事課（人件費含む）、③その他の課（組織順）の流れでお願いします。

# 2025年度 豊岡市議会総務委員会名簿

2025年9月17日(水)

## 【総務委員】

委 員 長	村岡 峰男		
副 委 員 長	芹澤 正志		
委 員	芦田 竹彦	石田 清	
	岡本 昭治	中尾 浩二	
	西田 真		

7名

## 【説明員】 ※出席者に着色しています

議会事務局		
議会事務局長	坂本英津子	
議会事務局次長	佐田美佐樹	
<b>市長公室</b>		
市長公室長	谷口 雄彦	
次長兼秘書広報課長	藤本 充	
秘書広報課参事	棄垣 敦子	
経営企画課長	眞狩 直哉	
DX・行財政改革推進課長	橋本 直紀	
<b>行政管理部</b>		
行政管理部長	野村 亮太	
次長兼財政課長	長谷川幹人	
財政課参事	宇野 友喜	
資産活用課長	植田 孝志	
<b>危機管理部</b>		
危機管理部長	畠中 聖史	
危機管理課長	松岡 久雄	
<b>総務部</b>		
総務部長(会計管理者)	宮代 将樹	
総務課長	大形 昌民	
総務課参事(文書法制担当)	山本 慎二	
次長兼人事課長	岡 亮吾	
人事課参事	植田 真美	
<b>くらし創造部</b>		
くらし創造部長	谷岡 慎一	
地域づくり課長	宮田 裕史	
多様性推進・ジェンダー ギャップ対策課長	原田 紀代美	
多様性推進・ジェンダー ギャップ対策参事	道下 一	

市民部		
税務課長	塚本 尚見	
税務課参事	和田 征之	
<b>城崎振興局</b>		
地域振興課長	木村 弥江	
<b>竹野振興局</b>		
地域振興課長	小林 昌弘	
<b>日高振興局</b>		
地域振興課長	吉田 政明	
<b>出石振興局</b>		
地域振興課長	三宅 徹	
<b>但東振興局</b>		
地域振興課長	大岸 勝也	
<b>会計課</b>		
会計課長	西村 嘉通	
会計課参事	高木智佳子	
<b>消防本部</b>		
消防長	井崎 博之	
消防本部参事兼総務課長	中地 修	
消防本部参事兼警防課長	田中 陽一	
予防課長	中尾 浩	
<b>選挙管理委員会・監査委員事務局</b>		
選管監査事務局長	中奥 実	
説明員計 17名		
<b>【担当事務局職員】</b>		
議会事務局主幹	山本 雅彦	

計 25名

## 2025 年度 総務委員会の重点調査事項

- 1 基本構想と市政運営について
- 2 地方創生施策の推進について
- 3 移住定住・人口減少対策について
- 4 地方財政及び行財政改革について
- 5 公共施設マネジメントについて
- 6 自治体DXの課題と推進について
- 7 消防行政の推進について
- 8 地域コミュニティの推進について
- 9 ジェンダーギャップ解消の推進について

## 午前9時23分 委員会開会

○委員長（村岡 峰男） おはようございます。まだ時間は若干早いんですが、皆さんおそろいですので、始めたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

改めまして、おはようございます。いよいよ最後の総務委員会の日にちになりました。どうぞ委員の皆さんも、今日は心置きなく質疑にも参加をいただきますようお願いをします。なお、当局の皆さんにも、このメンバーでの総務委員会は最後ですので、どうぞ優しく、よろしくお願ひいたします。

また、本日の委員会に、昨日同様、傍聴の申出があり、許可をいたしております。ご出席になっておりますので、よろしくお願ひいたします。

本日は、当委員会に付託された議案の審査として、個別に説明、質疑、討論、表決、また、当分科会に分担された議案の審査として、説明、質疑、賛否の確認を行い、その後、意見・要望のまとめを行う予定としております。

委員の皆さんには、Side Books上のフォルダー、ホーム、総務委員会、総務20250917が本日の委員会のフォルダーです。そこに本日の委員会の資料を配信しております。

委員の皆さん並びに当局職員の皆さんには、質疑、答弁に当たりましては、要点を押さえ、簡潔明瞭に行っていただき、スムーズな議事進行にご協力をお願いをします。

なお、委員会及び分科会での発言は、委員長、分科会長の指名の下、マイクを使用して課名と名字を名のってから行っていただきますようにお願いをしておきます。

これより、3番、協議事項、（1）番、付託・分担案件の審査について、ア、委員会審査に入ります。

まず、第59号議案、物件購入契約の締結についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

危機管理課、松岡課長、どうぞ。

○危機管理課長（松岡 久雄） それでは、議案書53ページをご覧ください。第59号議案、物件購入

契約の締結についてご説明いたします。

本案につきましては、消防団員の健康管理、熱中症対策として、夏用の活動服を購入することについて、議会の議決をお願いするものでございます。（「ちょっと待ってください。もう一回送りますので」と呼ぶ者あり）

○委員長（村岡 峰男） はい、はい。

○危機管理課長（松岡 久雄） 契約の方法は指名競争入札、契約の金額は消費税込みで2,238万985円、その他につきましては記載のとおりでございますが、今回購入する809着は、豊岡、竹野、但東の消防団に配備することとしております。なお、城崎、日高、出石消防団につきましては、昨年度配備しております。

説明は以上です。

○委員長（村岡 峰男） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） いきなりなし言わされたら困っちゃうな。

ないようですので、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） ご異議なしと認めます。よって、第59号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次は、第63号議案、豊岡市職員等の旅費に関する条例及び豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課、大形課長、よろしく。

○総務課長（大形 昌民） 61ページをご覧ください。第63号議案、豊岡市職員等の旅費に関する条例及び豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の

一部を改正する条例制定について説明いたします。

改正の理由を、国家公務員等に関する旅費制度の改正の趣旨を踏まえ、職員等に関する旅費制度の改正に係る所要の規定の整備を行うためとしています。国家公務員等に関する旅費制度は、令和7年4月に改正され、国内外の経済、社会情勢の変化への対応と事務負担軽減を図るため、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直しが行われました。地方公務員法において、国及び地方公共団体の職員の給与以外の勤務条件等は、国と地方とで権衡を失しないように考慮する必要があることから、国の法改正の趣旨を踏まえ、市の旅費制度の改正を行うものです。

68ページ、条例案要綱をご覧ください。改正の内容です。主な内容のみ説明いたします。

(1) の豊岡市職員等の旅費に関する条例の一部改正について、イですけども、旅費の種類について、車賃、日当及び食卓料を削除し、その他交通費、包括宿泊費及び宿泊手当を新設するものです。包括宿泊費は、いわゆるパック旅行のことを言っております。

次に、オですが、宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用に宿泊手当に相当する費用を加えた費用とし、その額を一夜当たり1万4,200円とするとともに、特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とするものです。

キは、宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は一夜当たり2,400円とするとともに、宿泊手当を支給しないまたは減額する場合の規定を定めるものです。

サは、旅行者がこの条例または規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合に、支出命令権者が当該旅費を返納させるとともに、当該旅費の返納に代えて、旅行者の給与または旅費の額から当該旅費に相当する金額を差し引くことができる規定を新設するものです。

次に、(2) の豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、旅費の種類について、豊岡市職員等の旅費に関する条例と同様の改正を

行うとともに、その額については、その他の交通費、包括宿泊費及び宿泊手当にあっては一般職の職員の例によること、宿泊料にあっては同条例の宿泊料の規定を準用して算出された額とともに、その準用に当たっては、一夜当たりの金額を1万4,200円から1万5,700円に読み替えるものです。

附則で、この条例は、令和8年4月1日から施行することとし、必要な経過措置を定めています。

説明は以上です。

○委員長(村岡 峰男) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(村岡 峰男) 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(村岡 峰男) 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(村岡 峰男) ご異議なしと認めます。よって、第63号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次は、第64号議案、豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

人事課、岡部次長、どうぞ。

○総務部次長(岡 亮吾) それでは、議案書の81ページをご覧ください。第64号議案、豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正等に伴い、職員等への意向確認、部分休業等に関する規定の整備を行うことにより、仕事と育児の両立支援制度を利用しやすい勤務環境に整備するとともに、育児時間の多様化に対応するためのものです。

86ページをご覧ください。条例案要綱によりご

説明いたします。今回の改正は、3件の条例について改正を行うものです。

まず、（1）豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例について、任命権者は、本人または配偶者の妊娠、出産等について申出をした職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対して、仕事と育児との両立に資する制度等を知らしめるための措置、当該措置の請求等に係る意向を確認するための措置等を講じなければならないこととしております。

（2）豊岡市職員の育児休業等に関する条例につきましては、まず、非常勤職員における部分休業について、その取得要件のうち勤務日ごとの勤務時間の要件を廃止すること。次に、1日につき2時間を超えない範囲内で請求する部分休業を第1号部分休業とし、勤務時間の始めまたは終わりに限り承認する取扱いを廃止すること。次に、1年につき条例で定める範囲内で請求する部分休業を第2号部分休業とし、その承認は1時間単位とすることなどを規定し、その他法において条例で定めるとされた取得できる時間数等の規定を設けています。

（3）豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例につきましては、部分休業の制度変更に伴い、所要の規定の整理を行おうとするものです。

2の附則で、この条例は、令和7年10月1日から施行することとし、必要な経過措置を定めています。

なお、88ページ以降に新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧ください。

説明は以上です。

○委員長（村岡 峰男） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
じやあ、いいでしょうか。

育児休業の取得というね、職員の立場からするならば、当然、制度改正があつてしかるべきだとは思うんですが、ただ、実際に育児休業を取る際に、今度の条例改正とは関わりはちょっとないかも分からんけども、2か月、3か月育児休業を取りました、その職員の仕事の穴埋めっていうのは実際にあるんでしょうか。というのは、一方で職員定数を減ら

すというね、職員を減らす、正職員を減らして臨時採用で穴を埋めていくということもあると思うんですが、実際に遠慮しなければならないような職場環境ではないのかなということを若干思うんですが、その点は大丈夫ですか。

どうぞ。

○総務部次長（岡 亮吾） まず、大体長く長期に取られる女性職員に関しましては、育休代替というようなことで会計年度任用職員を充ててるということがございます。ただ、男性育休の取得に関しましては、おおよそ1か月以内というパターンが大半を占めておりますので、その間につきましては、各所属の中で調整をしてもらうというような対応を取ってもらっております。以上です。

○委員長（村岡 峰男） その職場の中で何とかやつてくれんかいやということだと、実際にその職員のやつてきた仕事をほかの人がしなきゃならんわけですね。それが2か月、3か月続くとなると、育児休業で男性職員の場合のこと言つとんですが、環境としてね、環境が整ってないと違うんかなという思いがするんですが、育児休業を取らにやいかん、取れと言われるから取るけども、何となくその職場で遠慮しなきゃならないという雰囲気はないのかなと改めて思うんですが。

どうぞ。

○総務部次長（岡 亮吾） 人事としましては、積極的に男性育休を取得するようにというような声がけをしておりますし、若い男性職員は我々の世代と違いまして、どちらかというと割とはつきりと取得をするような傾向にもありますし、先ほど申しましたように、長期に取られる方というよりは、どちらかというと2週間から1か月というようなパターンが大半を占めておりますので、その辺りでは所属のほうで対応してもらうと。ただ、ある程度長期になったりとか、手元が大変だという場合には、部別包括人事制度ということを設けておりますので、課の中でなかなか対応が難しいということであれば、部の中での人事の配置をしてもらうというような対応をしてもらえばというふうに考えており

ます。以上です。

○委員長（村岡 峰男） いずれにしましても、遠慮しながら取らなきやならないというような環境であってはならないと思いますので、環境整備も含めて、さよう、これも私からの思いとお願ひです。  
ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） 質疑を打ち切ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） 討論を打ち切ります。  
お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） ご異議なしと認めます。よって、第64号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次は、第69号議案、豊岡市議会議員及び豊岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

選管監査事務局、中奥局長、どうぞ。

○選管監査事務局長（中奥 実） それでは、119ページをご覧ください。第69号議案、豊岡市議会議員及び豊岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案は、公職選挙法施行令の改正に準じ、選挙運動用のビラ及びポスターの作成に係る公費の支払い額を国の基準と同一の単価になるようにするものです。

内容につきましては、122ページの条例案要綱をご覧ください。

1の改正内容につきましては、公職選挙法施行令の改正に準じ、選挙運動用のビラ及びポスターの作成に係る公費の支払い額を引き上げるため、所要の

改正を行うものです。

2の附則において、この条例は、公布の日から施行すること、また、経過措置といたしまして、この条例による改正後の条例は、この条例の施行の日以後、その期日を告示される選挙について適用するものといたしております。

なお、123ページ、124ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧いただきますようお願いします。

説明は以上です。

○委員長（村岡 峰男） 説明は終わりました。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） ありませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）  
質疑を打ち切ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） 討論を打ち切ります。  
お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） ご異議なしと認めます。よって、第69号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、委員会を暫時休憩します。開会は9時45分。

午前9時42分 委員会休憩

---

午前9時45分 分科会開会

○分科会長（村岡 峰男） これより分科会を開会いたします。

これより3番、協議事項、（1）番、付託・分担案件の審査について、イ、分科会審査に入ります。

第70号議案、令和7年度豊岡市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

第70号議案中、当分科会に審査を分担されたのは、所管事項に係る歳入歳出予算補正、債務負担行為補正及び地方債補正についてであります。

当局の説明は、まず、財政課から全体概要を含めて説明を、次に、人事課から全体の人事費を含めて説明をいただき、その後、組織順で各担当課から歳出及び歳入等を一気に説明願います。

質疑は、説明が終わった後に一括して行います。

それでは、順次説明を願います。

財政課、長谷川部次長、どうぞ。

○行政管理部次長（長谷川幹人） 125ページをご覧ください。第70号議案、令和7年度豊岡市一般会計補正予算（第5号）でございます。

第1条で、歳入歳出それぞれ3億……。

○分科会長（村岡 峰男） ちょっと待ってください。  
どうぞ。

○行政管理部次長（長谷川幹人） 第1条で歳入歳出それぞれ3億2,508万5,000円を追加し、総額を518億483万円とするものでございます。第2条で債務負担行為の追加及び変更を、第3条で地方債の追加及び変更を行っております。

本補正予算の概要ですが、9月補正としまして、執行見込額の精査により過不足が生じる経費、人事異動に伴う人件費の整理、前年度決算確定に伴う精算といったような内容というふうになっております。

歳入では、普通交付税の本算定を受けての確定、前年度繰越金の一部計上を行っております。

結果としまして、最終の財源調整につきましては、財政調整基金で行っております。

概要は以上でございます。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○総務部次長（岡 亮吾） それでは、一般会計補正予算（第5号）に係る人事課所管分の人件費の補正につきましてご説明いたします。令和7年度人件費9月補正予算の主な理由、一般会計という資料を別紙にて配付させていただいておりますので、これに基づき説明いたします。

○分科会長（村岡 峰男） ちょっと待ってくださいよ。別紙、来ましたね。  
どうぞ。

○総務部次長（岡 亮吾） 例年、9月の補正につ

きましては、基本的に、当初予算編成に間に合わず反映できなかった要素や、4月の人事配置の変化などを反映し、調整するものです。また、4月以降の随時の異動等につきましても、反映させています。

それでは、費目ごとに説明をさせていただきます。報酬につきましては、2,044万2,000円の増額としています。主な内訳としましては、フルタイム会計年度任用職員からパートタイム会計年度任用職員への入替え等により、911万2,000円増加しています。また、育休等の代替職員の雇用期間の延長や追加に伴い、1,133万円増加しています。

給料につきましては、6,176万円の減額としています。主な要因としましては、当初予算編成後に育児休業者や退職者が発生したことにより不用額が生じたこと、保育園、認定こども園のフルタイム会計年度任用職員が減少したこと、それと人事異動、昇給、昇格、初任給が確定したことによる調整などとなっております。

手当につきましては、797万5,000円の増額としています。主な要因は、時間外勤務手当が増加したこと、育児休業や退職に伴う期末勤勉手当等が減額したことなどから、差引きで増額となったものです。

共済費につきましては、882万9,000円の増額としています。共済組合負担金率の増加、それから、標準報酬月額の改定による増額をしていることと、育児休業者や退職に係る不用額の減額を反映したものです。

負担金につきましては、4,495万7,000円の減額となっています。退職手当組合の負担金の減によるものです。主な内訳としましては、負担金率の改定、育児休業者や退職者等に係る不用額、4月初任給や昇給、昇格等の確定を反映したものとなっております。

以上、9月補正で人件費6,947万1,000円の減額をお願いするものです。

説明は以上です。

○分科会長（村岡 峰男） 財政課ですね、どうぞ。

○行政管理部次長（長谷川幹人） 議案書の147ページをご覧ください。議案書の147ページでございます。一番下の段、基金管理費として、財政調整基金……。

○分科会長（村岡 峰男） ちょっと待ってよ。（「議案書」と呼ぶ者あり）

○行政管理部次長（長谷川幹人） 147ページをご覧ください。

○分科会長（村岡 峰男） 来ましたか。来ましたね。どうぞ。

○行政管理部次長（長谷川幹人） 一番下の段、基金管理費です。財政調整基金積立金、この2,000万円と、少し飛びます、189ページをご覧ください、一番下の段、市債元金の6億2,831万9,000円、この2点でございます。これらにつきましては、地方財政法の規定により、歳計剩余金処分としまして、前年度の実質収支額、これ、12億7,388万1,000円なんですが、これが2分の1以上を基金に積み立てるとともに、市債の繰上償還に充てるといったものでございます。

なお、今回繰上償還をするのは、実は2件でして、平成26年度に借り入れました臨時財政対策債の繰上償還を、まず1つ目、行うものでして、残り10年度分の利子の負担額約3,100万円を軽減できるといったことになります。また、平成20年度の臨財債の繰上償還につきましても、残り3年分の利子負担額300万円を軽減できるといったことになります。

それとともに、実質公債費比率、これ、県下でワーストスリーなんんですけど、この実質公債費比率の改善につなげたいという思いもありまして、繰上償還を行うといったことでございます。

続きまして、歳入です。戻っていただきまして、137ページをご覧ください。上から2枠目の普通交付税3億2,570万2,000円の増額というふうになっております。これにつきましては、交付税の本算定に基づくものでして、ちょっとからくりがあります。実は2024年度に資本費平準化債の算定額の変更によりまして減額になりました下水

道費分を、今回2025年度に増額されるといったことになります。行ってこいという形にはなります。

次に、143ページ、ご覧ください。上から2つ目の枠、財政調整基金繰入金は3億1,072万7,000円の減額でして、財源調整により減額をするものといったものでございます。

その下の枠、前年度繰越金6億4,831万8,000円を計上しています。先ほど歳出で説明しました繰上償還のための市債元金、財政調整基金積立分を計上しております。実は、繰越金自体は約12億円ですが、残り6億2,000万円程度は当初予算及び補正予算時に取り崩した財政調整基金繰入金の財源として、また、今後想定されます人事院勧告に伴う人件費の増額に充てるといったことを想定しておりますので、ちょっとこちらについては留保させていただきたいというふうに考えてます。

財政課からは以上でございます。

○分科会長（村岡 峰男） 続いて、経営企画課、真狩課長、どうぞ。

○経営企画課長（真狩 直哉） 経営企画課所管分を説明させていただきます。

149ページをご覧ください。上から2つ目の枠、企画調整費です。普通旅費で33万8,000円、但馬広域行政事務組合負担金で121万8,000円の増額としています。

普通旅費の増額につきましては、地域課題解決に向けた先進技術の導入検討や公共サービスの見直し、外部とのネットワーク構築を強力に推進するため、国や県との協議、それから企業への訪問、協議などに係る旅費を増額しています。

負担金の増額につきましては、但馬広域行政事務組合の当初予算人件費と4月人事異動後の人件費との差額の調整を行うものです。全体で281万6,000円の増額となり、そのうち豊岡市の負担分が今回の補正額121万8,000円となります。

説明は以上です。

○分科会長（村岡 峰男） 続いて、DX・行財政改革推進課、橋本課長、どうぞ。

○DX・行財政改革推進課長（橋本 直紀） 所管の

内容について説明します。

151ページをご覧ください。上から1つ目の事業、行政情報化推進事業費です。内訳は、自治体情報システム標準化に伴うガバメントクラウドに接続に関して、LGWANと各業務システム稼働領域とを接続し、各システムを設置するための運用管理補助領域の構築及び運用管理の業務委託料1,313万6,000円の減額です。

自治体情報システム標準化ガバメントクラウド移行において、他市の事例を参考に複数社から見積りを徴収し、予算積算を行ってきましたが、昨年の予算編成作業時点において、全国でも実績が少なかったこと、仕様詳細が不明瞭であったことなどから、業務仕様を最大公約数で積算せざるを得ませんでした。以降、情報収集を重ねてまいりましたが、今年度4月末の入札時において、共通部分を管理領域に構築しないこととすることなど、仕様を精査し、業務範囲を明確に絞ることができたこと、ベンダー各社ともに実績を重ねる中で、サービスとして確立したことで相場がこなれてきたことなどから大幅な入札減が生じたため、予算減額措置を行うものです。

歳出の減額に伴い、歳入についても、143ページ、雑入ですが、デジタル基盤改革支援補助金についても600万8,000円の減額措置を併せて行うものです。

また、本業務は債務負担行為を設定してあるため、129ページになりますけども、下段の内容にて債務負担行為補正変更を行う必要があります。5か年で5,979万5,000円の予算に対して1,220万7,000円の契約となるため、事業費全体では4,758万8,000円の減額、2026年、令和8年度以降については3,445万2,000円の減額となります。

説明は以上です。

○分科会長（村岡 峰男） 続いて、危機管理課、松岡課長、どうぞ。

○危機管理課長（松岡 久雄） それでは、私からは危機管理課分について説明させていただきます。

まず、179ページをご覧ください。下から2番目の枠の下、非常備消防事業費です。消耗品費で786万9,000円の減額と、庁用備品で82万7,000円の減額を計上しております。消耗品費につきましては、先ほど59号議案で物件購入契約の締結について説明しました消防団員の夏用の活動服の購入に係る費用で、このたびの入札で生じた残金を減額するものです。また、庁用備品につきましても、今年度更新予定の消防団員の退職報償金システムを管理するパソコンの購入費用について、入札による残金を減額するものとなっております。

次に、同じ179ページの一番下の枠、災害対策事業費の投資委託料です。こちらにつきましては、Jアラート新型受信機等整備業務として1,314万5,000円を計上しております。内容につきましては、Jアラート新型受信機及び自動起動機の更新と、新型Jアラート受信アンテナの設置及び旧設備の撤去に係る費用です。

このたびのJアラート関連機器の更新につきましては、消防庁から令和7年度までに新しいシステムに対応した新型の機器を整備するよう通知を受けて対応するものとなっております。今年4月に新型受信機の概要及び価格が公開されたことから、補正予算を編成することとしました。また、受信アンテナの設置につきましても、消防庁から兵庫県衛星通信ネットワークと分離するよう通知を受けており、今回のタイミングで併せて整備するものです。

最後に、181ページの一番上の枠、防災行政無線管理費の業務委託料です。防災行政無線設備更新業務として3,141万8,000円を計上しております。

内容につきましては2つあります。1つは、機器の更新に係る費用です。防災行政無線は2020年度にデジタル化し、翌年度からデジタル化の運用を行っており、整備から5年目となる今年度が機器の更新の推奨時期となっており、その費用を今年度の当初予算に計上しております。機器更新を行うに当たり、今年度になってから当初予算の計上根拠に使用していました見積書について、メーカーによる

積算漏れが発覚し、それが本市独自の構築部分であり、機器更新に必須となるものであることが判明したため、このたびの補正予算に計上するということになりました。

具体的には、他の多くの市町では親局1局で構築しているものを、本市の場合は旧1市5町の親局6局で構築していまして、併せて、本庁にも旧5町の総合的な親局機能を保有させているという内容のものになっております。

もう一つは、防災行政無線の通信回線の切替え業務です。現在、城崎と竹野、但東振興局の回線はNTTのADSLを使用していますが、2026年1月末でADSLのサービス提供が終了するため、今回、城崎はNTTの光回線へ、また、竹野と但東はNTTのモバイル接続サービスへ切り替えるものという内容となっております。

説明は以上です。

○分科会長（村岡 峰男） 次は、総務課、大形課長、どうぞ。

○総務課長（大形 昌民） 総務課の補正予算について説明いたします。このたび国勢調査事務委託金の交付決定及び指導員等の報酬基準額が示されましたので、所要の補正を行うものです。

154ページ、155ページをご覧ください。155ページ、右側真ん中の説明欄、人件費及び、その下の国勢調査費です。

まず、人件費については、国勢調査に係る人件費で、指導員及び調査員の人数の確定と、報酬基準額が示されましたので、所要の増額を行うものです。あわせて、会計年度任用職員報酬を減額するものです。

その下の国勢調査費については、上段の人件費の調査員報酬のうち、介護施設等への調査員事務委託分を人件費から委託料に振り替えるものです。

続きまして、歳入です。戻っていただき、140ページ、141ページをご覧ください。141ページ、右側2段目の1行目、国勢調査事務委託金について交付決定がありましたので、当初予算との差額、歳出補正額と同額の99万4,000円を減額する

ものです。

説明は以上です。

○分科会長（村岡 峰男） 続いて、地域づくり課、宮田課長、どうぞ。

○地域づくり課長（宮田 裕史） 失礼いたします。

議案書148ページをお願いいたします。一番上になります、財産管理費です。右のページ、149ページをご覧ください。財産管理費のうち手数料ですが、鑑定料として50万円、業務委託料のうち測量委託料として150万円を計上させていただいております。これらにつきましては、城崎町戸島にありますエコハウスの売却に向けて土地の分筆並びに建物等の鑑定評価を行うということで、今回計上させていただいております。

続きまして、150ページをお願いいたします。上の枠の最後になりますが、地方創生推進事業費でございます。右のページ、151ページをご覧ください。定住促進事業費です。500万円を計上させていただいております。具体的には、移住者向けの空き家改修補助金につきまして、当初予算で9件分、900万円を予算化していただきましたが、現在のところ、既に9件、878万1,000円の交付決定を行っているところでもございまして、今後の執行見込み等を踏まえまして、5件分、500万円を今回増額補正をお願いさせていただくものでございます。

説明は以上です。

○分科会長（村岡 峰男） 続いて、会計課、西村課長、どうぞ。

○会計課長（西村 嘉通） それでは、会計課の関係分についてご説明いたします。ページ数は129ページ、ご覧ください。債務負担行為の補正です。上の表の項目、一番上、財務会計システム更新業務についてです。当システムは、市の予算編成や、日々の収入、支出などの予算執行、予算管理、関係帳票の作成など、市の会計処理を担うシステムで、全庁の職員が使用するものです。現行のシステムは導入から10年が経過し、更新時期に来ていること、また、機能面でも古く、不足が出てきていることなど

から、システムの更新を行うものです。

内容は、システムの更新に係る業務委託料で、金額が4,500万円です。年内に業者選定、契約を行い、来年度にかけて実施をする予定で債務負担行為を設定するものです。

説明は以上です。

○分科会長（村岡 峰男） 続いて、出石振興局地域振興課、三宅課長、どうぞ。

○出石振興局地域振興課長（三宅 徹） 永楽館歌舞伎に係る歳出と歳入の補正予算についてご説明いたします。

それでは、議案書151ページをご覧ください。上の大きな枠の中の一番下の説明欄、一番下の出石永楽館歌舞伎開催事業費152万円の増額についてご説明いたします。永楽館歌舞伎を開催するに当たり、公演スタッフや俳優のホテル代については当初予算で措置しておりましたが、松竹株式会社から例年より多い人数のスタッフの宿泊依頼がありましたこと、また、ホテル代金の単価が上昇したことから、それらの不足分について建物借上料を増額補正させていただきたいというものです。

続いて、歳入についてご説明いたします。143ページをご覧ください。一番下の雑入の欄、永楽館自主事業助成金について説明します。これは、かねてから申請しております永楽館歌舞伎公演に対する日本芸術文化振興会の助成金が採択されましたので、その助成額300万円を増額するものであります。

説明は以上です。

○分科会長（村岡 峰男） 続いて、但東振興局地域振興課、大岸課長、どうぞ。

○但東振興局地域振興課長（大岸 勝也） 第5号補正予算の所管分について説明させていただきます。

まずは歳出です。151ページをご覧ください。上から2段目、但東振興局プロジェクト事業費です。これまで但東健康福祉センターの在り方について、民間利用を中心に検討してまいりましたが、サウナディングを実施する中で、事業者から売却、賃貸とともに活用は難しいとのご意見をいただきました。一

方で、但東出合近辺にある公共施設、健康福祉センター含め、庁舎、市民センター、それから中央体育館なども老朽化が進んでいるため、公共施設全体の効果的な在り方を再検討することいたしました。ワークショップの実施など、市民の意見をお聞きするためのコンサルティング業務委託料として200万円を計上いたしております。なお、本事業につきましては、今年度、次年度の2か年の予定で実施する予定です。

続きまして、債務負担です。129ページをお開きください。今説明しました但東振興局プロジェクト事業費の但東地域公共施設のあり方検討業務における2026年度分の業務委託料170万円の債務負担を要求させていただいております。今年度に引き続き、市民ワークショップを行いながら、市民の声を反映し、但東地域の公共施設の在り方を再検討してまいります。

以上で70号議案の説明を終わります。

○分科会長（村岡 峰男） 全体の説明をありがとうございました。

説明は終わりました。

質疑はありませんか。

西田議員、どうですか。

○委員（西田 真） 何点か確認をさせてください。

まず、人事課のほうなんんですけど、時間外手当増ということがありましたけど、これ、選挙の関係でしょうか。いかがでしょうか。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○総務部次長（岡 亮吾） 選挙とは関係なく、所属のところからの要求ということで上がってきています。

○委員（西田 真） どんな課が一番多いとか、そんなんあるんですかね。突出したる課とかいうのはやっぱりありますか。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○総務部次長（岡 亮吾） そうですね、具体的に課の名前を出しますと、社会福祉課、窓口サービス課、文化・スポーツ振興課、この辺りの時間外要求という形がちょっと増という形になっております。

例えば、社会福祉課でしたら地域福祉計画の策定業務に係ることですとか、窓口サービス課については戸籍のシステム標準化、こういったものに係る事務、文化・スポーツ振興課に関しては、全国市町村交流レガッタ開催の事務だとかというようなところで要求があるということでございます。以上です。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○委員（西田 真） やはり時間外手当の増加っちゃうんか、時間外手当、当然出てくることも十分ありますけど、その辺を、どつかの課は突出するとか、そういうことがないように、こここの課とも、どうあります、人事的なもんも含めて、あんまり突出する課がないようにしていただきたいと思いますけど、この辺は人員が不足しとるとか、そういうことで分析はされるとんでしょうか。いかがでしょうか。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○総務部次長（岡 亮吾） 人事としては、特に人員が不足しているというような認識は持っておりますし、所属長のマネジメントでそこはしっかりとやってもらうというようなところで、お願いをしてるというところでございます。以上です。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○委員（西田 真） その辺の所属長の、どういいます、アドバイスとか、その辺はしっかりされてるということでよろしいんでしょうか。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○総務部次長（岡 亮吾） そこは、それぞれ各課までしっかりとこちらで見てるわけではございませんので、あくまでその所属長が、やはりしっかりとマネジメントしてもらうということが一番大切なことかと思っておりますので、そこはもうお願いをしてるというところでございます。以上です。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○委員（西田 真） 今、社会福祉課とか窓口とか言われたんですけど、これは例年、やっぱりこういうとこが多いということでしょうか。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○総務部次長（岡 亮吾） 先ほど申し上げましたように、特に地域福祉計画の策定業務が入ってきた

りとか、新たな戸籍のシステムの標準化というような、例年にはないような事業もたまに入ってくるということがございますので、その辺りで時間外が若干増加してるのでかなというふうに認識をしております。以上です。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○委員（西田 真） それでは、以前は社会福祉課とか窓口は、そういう突出したることはなかったということで理解してよろしいでしょうか。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○総務部次長（岡 亮吾） 特段ここまで上がってるということの認識はしておりません。以上です。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○委員（西田 真） そういうことだったら、その年によって増えることは仕方ないと思いますけど、ほかの課やなんかも見ていただいて、あんまり突出する課がないようにしていただきたいと思いますし、個人的に多いとか、そういうのも是正を必ずしていただきたいと思いますんで、よろしくお願いしたいと思います。

それから、財政課のほうですけど、実質公債費比率ワーストスリーなんですけど、その辺の改善の目標とかそんなんは、何か計画はあるんでしょうか。

○分科会長（村岡 峰男） 答弁願います。  
どうぞ。

○行政管理部次長（長谷川幹人） 具体的な数字はございません。ただし、やはり何とか最終的には1桁台ぐらいにはいきたいなという希望的観測でございます。以上です。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○委員（西田 真） 希望的観測はよく分かりますけど、それを実際にこうしなければならないとかいう計画を立ててやっていくべきだと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○行政管理部次長（長谷川幹人） 18%を超えますと、一部起債に制限がかかったりといったことがあります。その場合については、ある程度計画的なものを策定します。ただ、18%を下回ってる段階で

は、具体的な計画つちゅうのは立てはしないんですけど、我々の中では何とかマネジメントしていきたいなという思いはもちろんあります。ただ、具体的な数字っていうのを計画っていうのは、今のところ策定するつもりはないです。以上です。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○委員（西田 真） ワーストスリーのままでは決していいとは思ってませんのね、それはもう計画がないと言わずに、何か検討すべきだと思いますけど、再度いかがでしょうか。

○分科会長（村岡 峰男） どうですか。

○行政管理部次長（長谷川幹人） 委員おっしゃるところだと思います。ちょっとこの辺り、検討はしていきたいというふうに思います。以上でございます。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○委員（西田 真） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから、2件繰上償還の分があったんですけど、ちょっと詳しくお教えいただけませんかね。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○行政管理部次長（長谷川幹人） まず、臨時財政対策債というのがありますて、これは20年で借り入れます。これは国の資金で、財政融資金、20年でして、10年の段階で利率の見直しがあります。今回、平成26年度臨財債について、ちょうどこの利率見直しです。当初借入れは0.5%の利率、今回利率見直しで1.2%と、ぐっと上がったといったことがありますので、これについて繰上償還を実施したといったことになります。

もう一方につきましては、同じ臨財債ですけど、信用金庫から借りてる部分がありまして、また、利率が1.96と非常に高い利率といったことがありますので、残り3年ですが、これも繰上償還を実施したいというふうに考えています。

ちなみにですけど、もし来年度、再来年度も繰上償還も想定してまして、来年度でしたら、例えば平成27年度臨財債、これ、借入れの利率は0.1%、その次、平成28年、借入れの利率が0.02%です。ですので、利率見直しになると、本当に1から

2ぐらいに上がってしまいますので、少しでもやっぱり削減したいというふうに考えてます。以上でございます。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○委員（西田 真） 今、一番安いのが0.02から、ほんで、現在ではですよ、現在では0.02からどれくらいありますか、利率。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○行政管理部次長（長谷川幹人） 見直しによって、今年度で1.2%になります。それで、恐らく政策金利がもし上がったといった場合でしたら、本当に1.5から2ぐらいまでにはいくのかなというふうには想定をしています。以上です。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○委員（西田 真） 1.5から2いいたら、かなり利率が上がりますんでね、そういうところもなるべく早く繰上償還すべきだと思いますんでね、もう利息はかなり高くなりますんで。その辺も計画立てやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思いますけど、再度いかがでしょうか。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○行政管理部次長（長谷川幹人） 委員おっしゃるところです。我々としても計画的にいきたいと思いますので、おっしゃるとおりで、ちょっと今後、前向きに検討していきたいというふうに思います。いろいろありがとうございます。

○委員（西田 真） ぜひよろしくお願ひします。

それから、出石振興局なんですが、永楽館のほうですけど、宿泊数が増加したというのは、松竹のほうからそういう格好で依頼があったということですけど、この宿泊人数の増加つちゅうのは、どういうことでそういうことになったんでしょうか。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○出石振興局地域振興課長（三宅 徹） 今回、永楽館歌舞伎を開催するに当たりまして、松竹のほうから、今申し上げたとおり、スタッフの人数が少し増えそうだという連絡があったんですけども、内容につきましては、やはり演目によってはスタッフの数、それから俳優の数が変更するというのは毎年

あることです。これについては、当然にそれぞれの演目ができるように、こちらも受入れ体制を整えるわけですけれども、この永楽館歌舞伎、大変費用がかかっているという自覚も我々ありますので、しっかりと精査をしまして、そして、十分な金額を予算措置したつもりだったんですが、そこを少し厳しく見積もり過ぎたところがありまして、例年より少し多くなりそうだというふうな、演目によって少し多くなりそうだというふうなことが依頼がありましたので、今回増えたというふうになっております。これにつきましても、実は、いまだにまだスタッフの数などが確定しておりませんので、もしこれが、例年並みと申しますか、予算のほうが不用になりましたら、もちろん不用額としてきちんと落として、無駄遣いしないようにしたいと思っております。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○委員（西田 真） 演目変更というのは、毎年そういうのはあるんでしょうか。今、演目変更があったとか、そういうことを言われたんですけど、いかがでしょうか。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○出石振興局地域振興課長（三宅 徹） 演目変更というのは、私の言葉の説明が十分でありませんでした。前年度、予算要求するときには、実はまだ演目が決まっておりませんので、そして、演目は当然毎年変わります。その演目が、年度が入ってから演目が決まるわけでありますけれども、その決まった演目によって、スタッフの人数などに毎年差があるというふうなことになっております。以上です。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○委員（西田 真） 大体もう演目は松竹のほうとすり合わせて決まって、ほんで、人員も決まっていくと思います。その演目に対して人員が決まつって、それから増えるつちゅうのは何か、どういいますか、そういう要件があつて増えると思うんですけど、最初に決まった人数から増えていくつちゅうのがちょっとよう分からんんですけど、どんな感じで思つとられますでしょうか。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○出石振興局地域振興課長（三宅 徹） 十分私が説明できなくて申し訳ないんですけども、当初予算を要求する段階では、演目が決まっていないというところです。年度入って予算措置がされるときには、これぐらいでいけるだろと、それまでの例年的人数などから考えて予算要求しております。それが新年度に入って演目が決まった段階で、それから決まった上で配役やスタッフなどを松竹のほうで準備されて、その人数などが、今もまだ決まってない状況なんですが、この時期に何人必要だというふうな要請があります。ですので、変更があるというよりも、見込んだ人数よりも演目によっては若干増えたり減ったりする関係で、今回の演目では多くなりそうだという連絡をいただいているということです。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○委員（西田 真） 了解しました。ありがとうございます。

最後に、会計課のほうですけど、財政会計システムの更新、10年たって更新をされたということですけど、大体10年ぐらいで更新をされてるんでしょうか。それぐらいしかもたないということでしょうか。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○会計課長（西村 嘉通） 現システムを導入したときには、導入後10年は使えるもの、その期間は保守のできるものということで導入をしておりまして、もうその期限になっております。10年というのがどうかということですけれども、近年はもう少し短いスパンをメーカーが示される場合がありましたので、一概には、というところですが、現システムについてはそういう状況でございます。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○委員（西田 真） この10年というのは、もうメーカーのほうのメンテができないということでそういう格好で、最近では10年より短いこともあるということですけど、そういうメーカーからの、どういいます、更新すべきとか、そういうことで更新されるということでおろしいでしょうか。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○会計課長（西村 嘉通） その理解で結構かと思います。現段階で10年過ぎてますので、本来的には、メーカー側も、もうこれ以上は、というところだとは思いますが、メーカーのほうと調整し、現在、延長保守でやっている状況でございます。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○委員（西田 真） メーカーが言われることをそのまま受け止めてもらうのも、それは可能ですが、使える分は使うということもやっぱり一つの考え方だと思いますし、あんまり長く使ってシステム障害起こっても困りますんで、その辺は重々考慮してやっていただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○会計課長（西村 嘉通） そのようにしていきたいと思います。使えるところまでは使うという考え方もございます。ただ、機能面で、やはり10年も経ってきますと不足が出てまいります。今回、更新するに当たりまして、例えば主なところでは、現在、会計伝票を紙ベースで扱っており、非効率な事務になってしまっていますので、システム上で処理ができる、データで管理ができる、そういう機能を付加することも考えております。以上です。

○分科会長（村岡 峰男） はい。

○委員（西田 真） ありがとうございました。

私からは以上です。

○分科会長（村岡 峰男） ほかにありませんか。

じゃあ、私のほうから1点だけ。人事課のほうで別表が示されて、予算の概要があったんですが、その中で、会計年度任用職員の関係でフルタイムからパートに入れ替わるというのが何人かあったように思うんですが、働く職員の側から見るならば、パートからフルになるのは分かるけども、フルからパートっていうのは、労働条件が下がるわけでね、そういうことは市の側からの要請ですか。労働者の側からの、会計年度任用職員の側からフルからパートにしてくれという、その辺はどちらなんですか。

どうぞ。

○総務部次長（岡 亮吾） フルからパートへというのは、フルタイムで当然募集をかけてるんですが、なかなか申込みがないということがありまして、やむを得ずパートに切り替えて、何とか募集をしてもらってという状況でございます。以上です。

○分科会長（村岡 峰男） なるほど。なかなか理解できんけど、分かりました。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○分科会長（村岡 峰男） それでは、質疑を打ち切ります。

賛否の確認をいたします。

本案について、賛成とする方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○分科会長（村岡 峰男） 反対意見はありません。全員賛成と認めます。

以上で本日の審査は終了しました。

ここで、委員の皆さん、当局職員の皆さんから何かありましたらご発言願います。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○分科会長（村岡 峰男） それでは、当局の皆さんはご退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

ここで分科会を暫時休憩します。再開は10時3分。

午前10時26分 分科会休憩

---

午前10時34分 委員会再開

○委員長（村岡 峰男） それでは、休憩前に続いて会議を再開いたします。

これより3番の協議事項、意見・要望のまとめについて、委員会意見・要望のまとめに入ります。

当委員会に審査を付託されました案件の本日の審査は終了しました。

ここで、委員会意見・要望として、委員長報告に付すべき内容についてを協議いたします。

暫時休憩します。

午前10時35分 委員会休憩

---

### 午前10時36分 委員会再開

○委員長（村岡 峰男） では、委員会を再開します。

委員長報告については、内容については正副委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

ここで、委員会を暫時休憩します。

### 午前10時36分 委員会休憩

---

### 午前10時36分 分科会再開

○分科会長（村岡 峰男） 分科会を再開します。

これより3番、協議事項、（2）番の意見・要望のまとめについて、分科会意見・要望のまとめに入ります。

当分科会に審査を分担されました案件の本日の審査は終了しています。

ここで、分科会意見・要望として予算決算委員会に報告すべき内容について協議いただきたいと思います。

暫時休憩します。

### 午前10時37分 分科会休憩

---

### 午前10時37分 分科会再開

○分科会長（村岡 峰男） 分科会を再開します。

特に意見がないようですので、分科会長報告については正副分科会長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（村岡 峰男） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で分科会を閉会します。

### 午前10時37分 分科会閉会

---

### 午前10時37分 委員会再開

○委員長（村岡 峰男） 委員会を再開します。

これより（3）番、閉会中の継続審査申出についてに入ります。

資料5ページにあります委員会重点調査事項を閉会中の継続審査事項として議長に対し申し出たいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） 5ページ、ちょっと今出しますね。（「見ました」と呼ぶ者あり）

出してもらいました。5ページ、9項目、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃあ、ご異議なしと認め、そのように決定しました。

これより4番、その他に入ります。

その他、委員の皆さんのはうから何かあればお願ひします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） ありませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、以上をもちまして総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

### 午前10時38分 委員会閉会

---